

令和7年度 第2回（第328次） 長野県環境審議会 温泉審査部会

議 事 録

- 日 時 令和7年 9月 17日（水） 午後1時30分から
- 場 所 長野県庁西庁舎 111号会議室
- 出席委員 小日向 委員、窪田 委員、小林 委員、齋藤 委員、榊原 委員、
清水 委員、高橋 委員
- 事務局 薬事管理課 岩松 課長 ほか

1 開会

2 議案審議

温泉法に基づく許可について

- 議案第1号 土地掘削許可について
- 議案第2号 土地掘削許可について
- 議案第3号 動力装置設置許可について
- 議案第4号 動力装置設置許可について

第１号議案	種　別：土地掘削 申請者：東京都千代田区大手町一丁目３番２号 住友林業株式会社　代表取締役　光吉　敏郎 場　所：北佐久郡軽井沢町大字長倉字大日向５５３２番２ 地　目：山林 目　的：公共の浴用 深度・口径：深度８００ｍ・口径最大３１１．２mm 工事の施工方法：ロータリー方式、垂直堀
部会長 事務局	「土地掘削」に係る第１号議案、住友林業株式会社からの申請について、事務局からの説明をお願いします。 １ページをご覧ください。 種別は、「土地掘削」、申請者は 「住友林業株式会社」です。 申請場所は「北佐久郡軽井沢町大字長倉字大日向 5532 番 2」です。 地目は、「山林」です。 土地所有者は、申請者とは別の法人です。土地は、売買契約により取得予定です。 目的は、「公共の浴用」です。 掘削深度は、「800m」です。 「工事の内容」ですが、311.2mm から 193.7mm の口径で掘削し、その中に 267.4mm から 165.2mm の口径のケーシングパイプを入れます。 「工事の施工方法」は、ロータリー方式、垂直堀です。 「近隣源泉の状況」ですが、申請地から半径 1 kmの範囲に、他者所有の源泉が 1 本あります。 参考事項に記載の、軽井沢町条例に基づく協議については、現在も協議中でありまして、先日、申請者へ最新の進捗状況を確認したところ、９月末頃に終了となる見込みとのことでした。 1km 以内の源泉、軽井沢大日向温泉とは現在も協議中でありまして、申請者から進捗状況の報告があり、追加資料で配布させていただきました。 それによりますと、モニタリングの方法などを検討する必要があるため、再協議することになっておりました。 こちらについても、最新の進捗状況を確認したところ、モニタリングの方法などの方針は決まっており、早急に再協議をするとの回答がありました。 説明欄をご覧ください。 本件は、新設する宿泊施設の浴場に温泉を供給するものです。また、半径 1km 以内に既存源泉があるため、既存源泉に影響を与えないと判断した科学的な根拠が添付されて

	います。 3 ページから 45 ページは、履歴事項全部証明書です。 47 ページは、申請箇所の位置図です。 48 ページは、近隣源泉の位置図です。1km 以内が赤丸で示されており、1 か所の源泉が記されています。 50 ページの機器配置図に申請地点から不動点までの距離も記載されていますが、現地確認で距離を測定したところ、若干の誤差がありましたので、本日、差替え資料として配布させていただきました。 51 ページから 60 ページは掘削時に使用する機械のカatalog等です。 62 ページは、温泉法施行規則に基づく技術基準に適合することを証する書面です。 64 ページからは、掘削時災害防止規程です。 75 ページからは、掘削地点の選定理由書です。地質及び断層の面から当該地域を分析した結果をもとに、当該地点を選定されています。 94 ページは温泉利用計画書です。 将来的に新設する宿泊施設に温泉を供給する計画となっておりまして、申請者に確認したところ、部屋や浴槽の数、容積はまだ未確定とのことでした。 ここでは、部屋数 30 室にそれぞれ浴槽を 2 槽配置する計画となっていますが、現時点で最大の数量を記載しており、実際はこれより少なくなる見込みとのことでした。 96 ページは掘削孔仕上断面計画図です。 98 ページからは、申請地の全部事項証明書です。 101 ページからは、掘削に関する承諾書及び土地の売買契約書です。 104 ページからは申請地の公図です。 107 ページは欠格要件に該当しないことの誓約書です。 109 ページは近隣源泉所有者との協議書です。 こちらは、まだ協議前の進捗状況の書類でありまして、追加資料で協議の経過状況を添付しています。 111 ページからは、近隣源泉に影響を与えないと判断した科学的根拠資料です。影響の可能性は否定できない、と判断されており、影響調査等をあらかじめ既存源泉所有者と協議することが必要であるとされています。 117 ページは、各種許認可等の状況がまとめられています。 申請書の説明は以上です。 本日配布しました追加資料ですが、委員の皆様からの事前質問に対する申請者の回答を配布しております。 3 ページは、近隣源泉所有者と協議した結果になります。掘削により影響が生じた対応策や、モニタリング方法の検討が必要なため、再協議することとなっております。 4 ページは、申請者が示したモニタリング方法の方針です。この方針は既に近隣源泉
--	--

	所有者に提出しております、今後、再協議するとされています。 この他、掘削地点、不動点の写真となります。 事務局からの説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いします。
部会長	ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見あればお願いします。 事前質問でメタンガスに対する回答がありますがこの点はいかがでしょう。
F 委員	BOP の関係は私の方で質問させてもらいましたが、近くの既存源泉で、1,130m でメタンガスが噴出してしまっていて、642m まで埋め戻されて利用されてるということで申請理由書では 600m とすると書いてあったのに対して申請が 800m だったので質問させてもらいました。 どうも 600m まで掘って状況を見た上で、800m まで掘りたいというような予定ということでした。 ただ、既存源泉と距離が近いので、同じ層のそのガスだまりに当たれば同じように事故を起こす可能性はあるんじゃないかと思っています。BOP に関しても、少し大きめのものをつけておくべきではないかということで質問してます。 ただ、7MPa ということで、回答は来てるんですけども、7MPa で大丈夫かどうかというのはいくぶん疑問なところもあります。 あとは掘削中の屈伸率とか圧力の変化をきちんと確認しながら工事をしていくということが大切じゃないかなと思います。それと何かあったときにすぐ対処できるような準備をしておくべきだと思います。 できればもう少し大きな BOP ご準備いただけた方がいいんじゃないかなと思うんですけども。 蒸気じゃなくてメタンガスが出たら泥水等で収めると思うんですけども、当時の業者さんにも聞き取りをするということなんで状況は聞いて作業されると思います。実際吹いてしまうと何もできないということもあり得ると思いますのでその辺は慎重にやる必要があると思います。
B 委員	近くに水が取れる川とかはあるのでしょうか。 掘削のときは水が必要になりますが、暴噴したときには大量の水がすぐ必要になるので水の確保ができるかの確認です。水利権もありますのですぐに使えるかという問題もあります。
事務局	48 ページの地図では 3km ほど離れたところに川があります。先日現地調査に行ったときは近くに川はなかったです。

部会長	暴噴の可能性がある所以对策を十分にし、進捗に合わせて必要な措置をするようにした方がいいですね。 他にありますか。
D 委員	116 ページで近隣源泉は冬季には利用していないと書かれています。また、冬季にモニタリングすることで、影響の有無の判断が可能とあるので、冬季に工事をした方がよいのではと思いました。
部会長	他にありますか。
B 委員	同意範囲が半径 3km 以内から半径 1km 以内に変更となりましたが、温泉協会や温泉事業者に通知はされているでしょうか。
事務局	温泉協会へ通知をしました。おそらくその後、温泉協会から会員へ周知していると思われます。
A 委員	最近、温泉協会を抜けているところもあります。
部会長	他にありますか。
C 委員	近隣源泉との協議結果資料で友好的にやってくれてる旨の記載があったのですが、一般的に近隣源泉の所有者が友好的なのはあんまりないんじゃないかなと思っています。資料では将来的な事業の売却の可能性についてとか具体的に不安に思ってることも出てきています。あと、双方また持ち帰って再協議ということはまだ協議中ということでよいでしょうか。
事務局	まだ協議中と聞いています。
C 委員	掘りたい人はどうしても掘りたいからいいように捉えてる可能性もゼロではないと思います。
事務局	協議書の結果がもし虚偽であれば、当然虚偽申告という形になりますし、補償の部分についても、問題が発生すればお互いに民事でやっていただくことになると思います。現時点では申請者からの報告ということで協議結果をいただいています。

C 委員	わかりました。
F 委員	この協議の中では、過去のガスの噴出の話は出てるか出てないかっていうのもわからないわけですね。自分のところで、こういう大変なことがあったんだよぐらいの話はあるのかなと思うのですが。
B 委員	メタンガスの事故はいつ発生したでしょうか。おそらく掘削中だと思うのですが。 どれくらいのメタンガス量が出て、どのような対策をして収まったのか、事前にどのような対策準備をしていたかをしっかり情報収集した方が良いと思いました。
事務局	事前質問に対する申請者の回答にもありますとおり、当時既存源泉を掘削した業者から工事中のガスの兆候や事象を聞き取り慎重に対応します、とされていますので十分に注意すると思います。 既存源泉の土地掘削工事着手届は平成 29 年 11 月 20 日に届けられています。
F 委員	1,000m ぐらい掘ってるので、発生したのは平成 30 年かもしれないですね。
部会長	他に何かございますか。 メタンガスの噴出が懸念されますので、過去に発生した事故の情報収集をして事前準備や工事中の対策等を万全に期すということでよいでしょうか。 それでは第 1 号議案は許可答申とします。
許 可 答 申	

第 2 号議案	種 別：土地掘削 申請者：長野県北佐久郡軽井沢町長倉 2148 番地 株式会社星野リゾート 代表取締役 十川 隆 場 所：北佐久郡軽井沢町長倉 2137-5 地 目：宅地 目 的：公共の浴用 深度・口径： 深度 800m・口径最大 311. 2mm 工事の施工方法：トリコンビット掘削、垂直掘
部会長 事務局	「土地掘削」に係る第 2 号議案、株式会社星野リゾートからの申請について、事務局からの説明を求めます。 2 号議案です。 1 ページをご覧ください。 種別は、「土地掘削」、申請者は「株式会社星野リゾート」です。 申請場所は「北佐久郡軽井沢町長倉 2137-5」です。 地目は「宅地」となっていますが、掘削地点周辺は木で囲まれた自然が豊かな場所でありまして、100 メートルほど離れた場所に別荘が点在しています。 土地所有者は「法人」であり、土地使用の承諾は得ています。 目的は、「公共の浴用」です。 掘削深度は、「800m」です。 「工事の内容」ですが、311. 2mm から 193. 7mm の口径で掘削し、その中に 267. 4mm から 165. 2mm の口径のケーシングパイプを入れます。 「工事の施工方法」は、トリコンビット掘削、垂直掘です。 近隣に源泉はない状況です。 参考事項ですが、軽井沢町条例に基づく協議は 8 月 20 日に終了しており、追加資料で配布しております。 説明欄をご覧ください。 本件は、新設する宿泊施設の浴場に温泉を供給するため掘削するものです。 また、1km 以内に既存源泉はありません。 2 ページから 6 ページは、履歴事項全部証明書です。 7 ページと 8 ページは、申請箇所の位置図です。 9 ページは掘削地点から半径 1km 以内の位置図ですが既存源泉はありません。 10 ページの資機材位置図に、申請地点から不動点までの距離も記載されていますが、数値に誤りがあったことと、不動点を 3 点としていただきたい旨をお伝えし、差替え資料を提出していただきました。 11 ページから 16 ページは掘削時使用機械のカタログ、仕様等です。

F 委員	おそらくなんですけどそれぞれが別の人が書いてるんだと思います。でも本来は提出するときに、申請者がそれぞれの人が書いたものを整合性を取って出さなきゃいけないと思いますが、それがなされてない結果だと思います。
部会長	他ありますでしょうか。 事前質問に対する回答はいかがでしょうか。
F 委員	私から質問しました。ガスが出る地域っていうこともありますので、もう少し耐圧は安全側の方を考えたほうがいいんじゃないかということで質問させていただきました。そしたら 14MPa（耐圧）に変えるということで回答いただいています。ただ、同じようにガスが出る可能性というのがあるので、やっぱり慎重な工事が必要じゃないかなと思います。掘削機自体も変えるということですかね資料からすると。 さっきの 1 号議案のときも関係しますが、耐圧が大きいものにしたとしてもそれがきちんと動作するような状況でないといけないと思いますので、安全対策ですね、何かあったときの作業手順とかもきちんと確認して迅速にそういう対応ができる体制を作っておくことが大切だと思います。それはもう工事業者さんはもうご存知のことだとは思いますが。何か機械を変えたからできなかったとかそういう理由にならないようにしていただいた方がいいと思います。
D 委員	星野リゾート所有の源泉が密集してたくさんありますが、それでも新しい源泉が必要ということは、温泉が減っているということでしょうか。
事務局	土地掘削申請時の事前質問に対する回答を確認したところ、既存源泉の井戸の老朽化により湯量が減っており、確保のため新規に源泉を掘削するとあります。
部会長	軽井沢町条例に基づく協議が終了されていますが、この協議は例えば近隣住民の方に、ここでやりますよみたいなことを説明して理解が得られているのでしょうか。
事務局	近隣の世帯の方に郵送で掘削する旨の文書を送り、意見がある場合は返信するものと聞いています。
部会長	わかりました。協議が終了しているということは近隣住民から理解が得られているということですね。 他いかがでしょうか。
E 委員	この 1km 以内というのは、あくまで既存源泉者の同意を求める範囲の問題であって、

部会長	この法審査部会で公的な影響があるかどうかを判断する範囲を画してるものではないので、もし諸々の状況から 1km 以内にとどまらず、広域に影響を及ぼす可能性があるという判断が合理的な根拠のもとでなされるのであればそれは最終的な結論に影響すると思います。 判断をするために今ある資料だけでは足りないということであれば、審議を継続する等の判断をする必要が今の時点でもあるのだから半径 1km を超えるものは全く考慮しないでいいという話ではないのかなと思います。 今回はあくまで申請者が提出すべき資料の範囲を半径 1km 以内にルール改定されたというもの。 ただ、現状この案件に関して不許可事由ありとまで判断するのはおそらく今までの先生方のお話を伺ってる限りでは難しいのかなと思います。 掘る前から影響の有無を判断するのは難しいですね。 他ありますでしょうか。 今後、動力装置設置申請があると思われますが、その申請の際は他者所有源泉だけでなく自己所有源泉も既存源泉位置図に落とし込み源泉位置を把握するとともに、軽井沢地域全体として温泉の適正利用や保護ができるよう取り組んでいくということによいですかね。 それでは、第 2 号議案は許可答申とします。 許 可 答 申
------------	--

	合計 41 棟のコテージにそれぞれ 1 槽の浴槽が設置されます。 湯張りの湯量は、合計 22 m³であり、これに補給の湯量をあわせると、1 日あたり 179 m³の湯量を使用する計算となっています。 貯湯槽を設置し、揚湯時間を 18 時間とする計画のため、毎分 166L を必要とされています。 申請揚湯量は、毎分 162L で、不足する 4L については加水で対応するとされています。 20 ページは、浴槽の仕様です。 21 ページから 27 ページは、設備機器や利用施設の図面になります。 28 ページは、掘削孔断面図です。 29 ページは、さく井柱状図です。 30 ページから 32 ページは、水質の検査結果です。基準を超えている項目はありません。 33 ページと 34 ページは、温泉分析書です。 35 ページからは、動力の選定理由書です。 44 ページからは、動力装置の仕様書です。 51 ページからは揚湯試験の結果になります。 52 ページは揚水試験結果一覧です。結果報告書の中で揚湯と揚水が混合していますが、ご容赦ください。 適正揚水量の毎分 162L を今回申請されています。 53 ページからは、段階揚水試験の記録となっています。 グラフにしたものは、56 ページになります。 縦軸が水位で、横軸が揚湯を始めてからの経過時間となります。 自然水位は、揚湯開始時の 5. 75m です。 第 1 段階の揚湯量を毎分 120L とし、以降は 143L、162L、183L、204L で、5 段階の試験を実施されました。なお、5 段階目は、限界揚湯量である毎分 204L で実施されました。 全体として階段状のグラフを描いています。 57 ページは、段階揚水試験結果です。限界揚水量となった毎分 204L の 80%でありま す、毎分 162L を申請されています。 58 ページからは、連続揚水試験と回復試験の記録です。 グラフにしたものが 62 ページです。 連続揚水試験は、揚湯時間を 72 時間とし、揚湯に伴う水位低下の状況を測定しています。 揚水量は、適正揚水量の毎分 162L として実施されました。 水位は、開始直後から安定傾向を示し、72 時間後の測定水位は 43. 5mでした。 水位の回復は、揚水停止直後から大幅に回復し、約 10 時間後にはおおよそ自然水位
--	---

	に回復しています。 63 ページからは、申請地の全部事項証明書です。 73 ページからは、申請地の公図写しです。 78 ページは、欠格条項に該当しない誓約書です。 79 ページは、土地掘削申請の許可にあたり、掘削工事中に近隣源泉の影響調査をするよう条件を付けておりましたので、その回答になります。 2 か所の近隣源泉ともに、水位と温度が安定しており、影響が生じていないことが読み取れます。 このほかの追加資料として天然ガスの測定結果や事前質問に対する回答等になりますのでご確認ください。 事務局からの説明は以上です ご審議のほどよろしくお願いします。
部会長	それではご意見ありますでしょうか。
F 委員	第 3 号議案の質問に対する申請者の回答の 1 ページのところで 30 ページの水質検査成績書と、33 ページの温泉分析書で、同じ業者さんが測定しているのに温泉分析書の方は 7.3 で、水質分析書は 6.7 だったので別物を測ってるのかと思いました。 22 ページの図面に逆洗用の水井戸があるってことだったので、水質分析の方は水井戸のものですかっということ質問をしましたが回答としては両方とも温泉の分析だということ、回答をもらってます。
C 委員	他も若干数値が違うんですね、マンガンとかも。自分もはじめ井戸水かと思ってたんですけど、これ見るとまだ掘ってないってことなんですね。温泉分析書と見比べてみると、若干違うのもあったりして、この水質検査は何のためにやったのかなっていうのはあります。普通は温泉分析書があればいいのですが。使う水だから載せたのかと思ったら水質若干違うんですね。
F 委員	同じ測定業者さんなんですよ。 他、気になった点が土地掘削許可条件になってた 79 ページの影響調査結果というところで、月 1 の測定結果は影響調査をした結果ではないのではと思っています。 質問の方で、私も聞き方が良くなかったのかもしれませんが、結果から周辺の影響をどう考えですかということで質問させてもらって、回答で揚湯時とかに調査をしていてこういう結果が出てるんで影響ないんですっていうものが提供いただけるのではと期待していたんですけども、影響はないと考えられますという回答のみだったもので、このいただいた 79 ページのデータだけからでは影響があったかなかったかっていうのは、

	わからないというように私は思っています。細かな調査結果があるのであれば、それはお示しいただければありがたかったかなと思うところです。揚湯試験のときのデータとかがあればまだ比較はできると思いますが、提出された資料では、揚湯した日に日が重なってないと思います。
部会長	私も全く同じで 79 ページで近隣源泉に影響はないということとは言えないと思います。この 6 日間の推移だけでは何も判断できないですね。ただ追加資料の説明のところにある揚湯試験時に影響監視はしておりますと書いてあるから必ずデータを持っているはずです。特にこの既存温泉はかなり近いですね。
B 委員	この距離で月 1 の測定は少ないと思います。本来はもっと高頻度で監視して頂いた方が良いと思います。
F 委員	これから使うとなれば、使う前のデータを取っておいて、使い始めたらどうなるかっていうのは見ておいた方がご自身のものだからこそ見るべきだと思います。大きく相互干渉してしまっていたら、それこそ問題になると思います。
部会長	他にありますでしょうか。
F 委員	質問に対する回答のところで、可燃性天然ガスの質問をしました。日常点検表ではなく、温泉分析時に行われる可燃性天然ガス測定結果報告書が出てくると期待していました。ただ、ガスセパレーターを使うことが、図面上には入ってたかと思うので、おそらく対策をしなければ使うことができないんじゃないのかなというようには見えています。今後の採取許可の時にしっかり見てもらえればと思います。
部会長	他ありますでしょうか。 ではこの第 3 号議案について、許可答申としてよいでしょうか。
F 委員	近隣源泉への影響の有無は今の月 1 のデータでは判断できないと思うのですが、申請者からの回答のとおり、監視して影響はないって書かれてるのもうそれを信じるってということになりますか。
事務局	土地掘削申請許可時にモニタリングの実施を条件としており、今回の事前質問の回答で揚湯試験時に影響監視はしているあるので、早急に申請者から結果を取り寄せて委員の皆様にお示しさせていただきたい。

部会長	それでは、本日は答申をせずに、後日、申請者からの回答があり次第、メール等で協議し答申をするということによいでしょうか。
E 委員	万一、データがない場合、どうするのかも決めておく必要がある。 継続にするのか不許可にするのか。
F 委員	土地掘削許可時の条件に、県の求めがあったときに提出できるようにすることみたいなのが付いてたんじゃないかなと思うので、提出できるように、ということは目視ではなく、記録を取ることにしていると思います。
事務局	確認したところ、「長野県等から測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにしておいてください」との条件になっています。
F 委員	そうすると記録はありそうですね。 もし、記録がなかったら再度、揚湯試験してモニタリングをするということでしょうか。
事務局	そうですね。 データがなければ今回は継続審議にして、次回または次々回の審議会までに、再度、揚湯試験をしてモニタリングし、結果を提出して影響ないということであればそれをもって許可にするっていう方法と、今回は不許可にして改めて申請し直す、この二つだと思います。
部会長	整理しますと、データがあればそれを委員に示して既存源泉への影響がなければ許可答申として、データがなく近隣源泉への影響が判断できなければ、再度、揚湯試験をしてモニタリングし、次回または次々回に再度提出してくださいということによいでしょうか。 それではそのようにします。 後日、申請者から提出された追加の資料による再審議の結果、 近隣源泉へ影響を与えないと判断し、次の答申となる。 許可答申

第 4 号議案	種 別：動力装置 申請者：長野県北佐久郡軽井沢町長倉 2148 番地 株式会社星野リゾート 代表取締役 十川 隆 場 所：北佐久郡軽井沢町長倉 2148-358 地 目：山林 目 的：公共の浴用、飲用 種 類：深井戸水中ポンプ（出力 5.5kW） 揚湯量：300L/分 挿入深度：250.0m
部会長 事務局	「動力装置」に係る第 4 号議案、株式会社星野リゾートからの申請について、事務局からの説明をお願いします。 第 4 号議案です。 本議案は、令和 5 年度第 2 回の温泉審査部会においてご審議いただき、令和 5 年 10 月 13 日付けで掘削許可した井戸に、動力装置を設置するための申請です。 1 ページをご覧ください。 種別は、「動力装置」、申請者は、「株式会社星野リゾート」です。 申請場所は「北佐久郡軽井沢町長倉 2148-358」です。 地目は、「山林」で、土地所有者は申請者自身です。 目的は、「公共の浴用、飲用」です。 工事の内容ですが、 ポンプの種類は深井戸水中ポンプで、原動機の出力は 5.5KW、揚湯量は毎分 300L、段数は 28 段、揚湯管の口径は、56.1 mm です。挿入深度は 250.0m を予定しています。 動力装置を取り付ける温泉井戸は、深度は 800m で、井戸の口径は 311.2mm から 193.7mm で、掘削自噴はしていません。 揚湯試験の結果は記載のとおりですが、後ほどご説明します。 近隣源泉の状況ですが、申請地から半径 3km の範囲内に 14 本の源泉があります。そのうち申請者所有の源泉を除くと 7 本の源泉がありますが、同意はすべて得ています。 また、参考事項にあります軽井沢町条例に基づく協議を終了しています。 説明欄をご覧ください。 温泉利用施設「星野温泉トンボの湯」の浴用・飲用及びサウナ施設「星のや軽井沢メディテーションバス」の浴用に利用する計画です。 現在利用している既存井戸の湧出量が井戸老朽化のため減少し、温泉利用施設の運営に支障が生じる恐れがあるため、代替となる温泉井を近傍に設置されます。 掘削した井戸は自噴しておりますが、ゆう出量を増加させるため動力装置の設置許可申請をするものです。 3 ページから 7 ページは履歴事項全部証明書です。

	8 ページから 10 ページは、申請箇所の位置図です。 11 ページは、近隣源泉の位置を表した図で、掘削地点から半径 3 km の範囲が円で示されています。 12 ページは温泉利用計画書です。 「星のや軽井沢メディテーションバス」と「星野温泉トンボの湯」の 2 か所に温泉を利用する計画です。 13 ページは、温泉使用量計算書です。 14 ページに申請内容が書かれており、当初は揚湯量毎分 400 L を利用する計画でしたが、揚湯試験の結果、毎分 300 L を申請することとされました。また、将来的には、平成 18 年当時の湯量に戻す計画があるとされています。 15 ページは、温泉を利用する施設の経路図です。 16 ページと 17 ページは、「星のや軽井沢メディテーションバス」の平面図です。 18 ページから 20 ページは、「星野温泉トンボの湯」の平面図です。 21 ページは、総合孔井柱状図です。 22 ページは、井戸の掘削断面計画図です。 23 ページは、ストレーナーの位置図です。 24 ページと 25 ページは、温泉分析書です。 26 ページからは可燃性天然ガス結果報告書等です。測定値は 100%LEL 以上となっており、基準値より高くなっています。対策については本日配布しました追加資料に記載されています。 30 ページからは動力装置選定理由書です。揚湯試験の結果、毎分 300L が適正となったため、ポンプ選定にあたっては毎分 300L に見合う適正な深井戸水中ポンプにされています。 33 ページからは、使用する動力装置の仕様やカタログです。 38 ページからは揚湯試験の結果になります。限界揚湯量、毎分 375 L に 0.8 をかけた、毎分 300 L が適正揚湯量とされています。 39 ページからは段階揚湯試験、連続揚湯試験及び水位回復試験の結果の記録表です。試験結果は 48 ページのグラフをご覧ください。 まず段階揚湯試験の結果です。自然水位は、揚湯開始時のプラス 7m です。第 1 段階の揚湯量を毎分 75L とし、次の段階からの揚湯量は毎分 75L ごとの加算で、5 段階の試験を実施されました。なお、5 段階目は、限界揚湯量である毎分 375L で実施されました。縦軸が水位で、横軸が揚湯を始めてからの経過時間となります。全体として階段状のグラフを描いています。 49 ページは連続揚湯試験の結果です。 連続揚湯試験は、揚湯時間を 72 時間とし、揚湯に伴う水位低下の状況を測定しました。揚湯量は、限界揚湯量の毎分 375L です。
--	---

	試験結果について、揚水水位は、開始直後から安定傾向を示し、72 時間後の水位は 51.41mでした。 50 ページは回復試験の結果です。揚湯停止直後から水位が回復し、停止 10 分後には自然水位付近まで回復しています。 51 ページは、揚湯量検討図です。 52 ページは、申請地の全部事項証明書です。 53 ページからは、申請地の公図写しです。 54 ページは、欠格条項に該当しない誓約書です。 55 ページからは、近隣源泉の同意書です。 59 ページは、土地掘削の許可時に条件とした、近隣源泉の影響調査の記録です。掘削準備から揚湯試験終了まで調査されており、水位は終始、安定を示しています。 60 ページは、目視による濁りの調査です。濁りはなかったとされてます。 61 ページは、近隣源泉に影響を与えないと判断した科学的な根拠です。影響調査の結果、近隣源泉に影響は与えないと判断されています。 このほかの追加資料は、事前質問に対する申請者の回答と星野リゾート所有の源泉位置図になりますのでご確認ください。 事務局からの説明は以上です ご審議のほどよろしくお願いします。
部会長	それではご意見ありますでしょうか。 土地掘削許可のときに条件となっていた、近隣源泉の水位のモニタリングを掘削中から定期的に行うことを条件とする、こととなっていました。そのモニタリング結果が 57 ページにあります。モニタリングは志賀 1 号と新 6 号の 2 つの源泉をされており、揚湯試験時等の水位が安定していることから近隣源泉に影響がないことがわかります。ただ、他にも近隣源泉はありまして質問に対する回答にもありますとおり、共同井戸や星野 5 号にもセンサーがあり、温度、湯量の記録はしているとあります。今回申請のあった掘削深度 800m と深度が近い共同井戸の結果がなく、別の井戸の結果も確認した方が良いと思うのですがいかがでしょうか。
F 委員	と言っても下がってはいるようですね。揚湯試験準備と予備揚湯中を比較すると、新 6 号、志賀 1 号ともに約 1.5m くらい下がっています。大きな影響ではないと思いますが。
B 委員	ただ雨など自然現象が原因で下がる場合もあると思います。
F 委員	事前質問への回答では、深度の違う井戸を対象とすることで工事の影響が確認できる

	と思い候補としましたとあります。
部会長	今回申請のあった新星野新 6 号と、今後動力設置申請があろう新共同井戸が完成した後は、現在の既存源泉である共同井戸と星野新 6 号は将来的にどうするのでしょうか。
事務局	土地掘削申請時の質問に対する申請者の回答では、将来的に既存源泉の共同井戸と星野新 6 号は廃止する予定とあります。
部会長	とすると、既存源泉の星野 2 号、星野 4 号、星野 5 号はこれからも使い続けるということですね。でしたらその源泉のモニタリング結果は見たいですね。
事務局	申請者からの回答の方で、共同井戸、星野新 6 号、星野 5 号、志賀 1 号でセンターにより温度、湯量の記録をしてありますとあるので、このデータを申請者から求めて委員の皆様へ送付するという事でよいでしょうか。
部会長	そうですね。 しっかり判断できるよう、揚湯試験の実施前、実施中、実施後というような比較できる形でいただければと思います。
F 委員	一般的な影響調査だと今回の申請に対して、他の源泉の水位がどうなっているかを時系列で重ねてまとめるのが多いです。
部会長	そのようにお願いします。 意見ですが、星野リゾートが所有する既存源泉の位置図で、今回の申請地点をプロットしたり、かっこ書きか何かで廃止する予定を明記したりして、わかりやすい資料にしてほしいと思いました。 あと、軽井沢にどんどん源泉ができていう中で温泉の枯渇が心配されて、星野リゾートさんも日本を代表する企業ですから、自身の源泉をはじめ軽井沢地域の資源保護を考えていただけたらと思いました。
D 委員	55 ページに既存採取権者からの同意書がありますが、2 年も前にとっていますがこれはよいのでしょうか。おそらく掘削の同意を取るときに一緒にもらったと思うのですが。
E 委員	ダメということはないと思います。 今回、同意書が古いからということを経由に無効だとは言えないかも知れませんが、

	そもそもなぜ同意書をお願いしてるかというと、近隣源泉の方が特に異論を唱えないということは、近隣源泉に特段の影響はないのだろうという一つの推認理由にするということもあると思いますが、今回の同意書は掘削による影響があったかどうかという点は反映されていないとは言えそうです。
A 委員	現況報告でも源泉ができた当時の数字をずっと報告しているところもあるが、当時と現在では状況が変わっている可能性もあります。
部会長	たしかにそうですね。 他にありますか。
F 委員	可燃性天然ガスの測定結果が基準値を超えていましてガスセパレーターを設置するとあります。十分注意していただければと思います。
部会長	他にございますか。 志賀 1 号と星野新 6 号のモニタリング結果だけだと、既存源泉への影響の有無が判断できないので、申請者からモニタリング結果を求めて委員に送付後、共同井戸、星野新 6 号、星野 5 号、志賀 1 号の揚湯試験実施中とその前後を比較して影響がないとされれば許可答申で、データがないとなれば、再度揚湯試験をしてモニタリングし、次回または次々回に再度提出してくださいということでよいでしょうか。 それではそのようにします。 後日、申請者から提出された追加の資料による再審議の結果、近隣源泉へ影響の有無を判断できず、次の答申となる。 継続審議